| ±17°  |   | 未陝約承・新旧刃照衣<br> |
|---|---|----------------|
| 新   | 旧   | 備考             |
| 海外投資(株式等)保険約款   | 海外投資(株式等)保険約款   |                |
|   |   |                |
| 亚比90年 4 日 1 日 17 場底 00000   | 亚宁00年 4 日 1 日 17 - 制座 00000   |                |
| 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009<br>沿革 (略)                               | 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009<br>沿革 (略)                                   |                |
| 令和2年12月24日 一部改正   | (中)   |                |
| 7和2年12月24日 一部以正   |   |                |
| 第1章 (略)   | 第1章 (略)   |                |
| <b>かっき イノゼの佐田ユバイノゼミに佐</b>   | かっキー・イノ せっか回ひ パイノ せまにぬ  |                |
| 第2章 てん補の範囲及びてん補責任額  | 第2章 てん補の範囲及びてん補責任額  |                |
| (てん補危険) 第2名 世代会社は大衆日伊原 (以下「日大衆日伊原」) シューン・サ                        | (てん補危険) 第2名 ##ポクが日本窓目/日際 (以下「日本窓目/日際」 ) パネーン・・ ##                     |                |
| 第2条 株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、被保険者がこの証券記載の海外投資(以下「被保険投資」という。)を行 | 第2条 株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、被<br>保険者がこの証券記載の海外投資(以下「被保険投資」という。)を行 |                |
|   | 「   |                |
|   | た場合において、次の各方のいりれかに該当りる事由により受ける損<br>失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。     |                |
| 失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただ                                  | 大を、この形成の足のるところに使い、(ん梱りる貝のに住りる。  |                |
| し、被保険投資の相手方が投資先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、 |   |                |
| 直接又は同接に採住する个動産、設備、原材料での他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重 |   |                |
| 要なもの((再投資先企業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出                                  |   |                |
| 変なもの ( 円投員元正来 (   |   |                |
| じ。)の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。)以下「主要な                                  |   |                |
| 事業資産等」という。)に係る第2号から第4号までのいずれかに該当                                  |   |                |
| する事由により受ける損失にあっては、当該主要な事業資産等の所在す                                  |   |                |
| する事品により支げる損人にあっては、当該主要な事業員産等の別位する る国又は地域がこの証券に記載されている場合に限る。       |   |                |
| - ○三 (略)  | 一~三 (略)   |                |
| 四 被保険投資の相手方が主要な事業資産等を外国政府等によって侵                                   | 一 、   |                |
| 害されたことにより損害を受けて当該被保険投資の相手方について                                    | 利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上                                       |                |
| 事業不能等が生じたこと。  | 特に重要なもの(以下「重要資産等」という。)を外国政府等によっ                                       |                |
| ただし、当該被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当                                    | て侵害されたことにより損害を受けて当該被保険投資の相手方につ  |                |
| 該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・                                   | いて事業不能等が生じたこと。  |                |
| 義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契                                   | ただし、次のイ及びロに掲げる場合については別に特約が付されて  |                |
| 約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた                                    | いるものに限る。  |                |
| 場合については別に特約が付されているものに限る。  | <u>イ 重要資産等が投資先国又は地域以外の国又は地域に存在する</u>                                  |                |

|   | <b>海外投資(株式等)</b>   | 保険約款・新旧対照表 |
|---|--|------------|
| 新   | 旧  | 備考         |
|   | 場合   |            |
|   | <u>ロ</u> 当該被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該                               |            |
|   | 被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権                                       |            |
|   | 利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等によ                                      |            |
|   | る当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として                                       |            |
|   | 損害を受けた場合   |            |
| 五~六 (略)   | 五~六(略)   |            |
| 2~3 (略)   | $2\sim3$ (略)   |            |
| 4 日本貿易保険は、被保険者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれ                                     |  |            |
| に準ずる書類(公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。                                      |  |            |
| 以下「財務諸表等」という。)において被保険投資の相手方の株式等と                                      |  |            |
| して計上されている額と被保険投資の相手方の財務諸表等における当                                       |  |            |
| 該被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相                                       |  |            |
| 当する金額(以下「被保険投資の相手方評価額」という。)との差額(以                                     |  |            |
| 下「プレミアム相当額」という。)を証券で定める場合は、プレミアム                                      |  |            |
| 相当額について第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに                                       |  |            |
| 掲げる事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん                                      |  |            |
| 補する責めに任ずる。  |  |            |
| /一/ ナキャマが   | (一 ) 4やまけない  |            |
| (てん補責任額)  | (てん補責任額)   |            |
| 第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受け                                      | 第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受け                                   |            |
| た損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失に                                      | た損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失に                                   |            |
| あっては当該事由に係る株式等(以下「非常事故株式等」という。)に                                      | あっては当該事由に係る株式等(以下「非常事故株式等」という。)に                                   |            |
| ついて同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害                                      | ついて同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害                                   |            |
| の発生の直前に評価した額と当該非常事故株式等の取得のための対価                                       | の発生の直前に評価した額と当該非常事故株式等の取得のための対価の短いの対抗はないないなどは、エンドの表表を              |            |
| の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあっては                                      | の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあっては                                   |            |
| 当該事由に係る配当金請求権(支払期日の到来したもの又は第27条第1                                     | 当該事由に係る配当金請求権(支払期日の到来したもの又は第27条第1                                  |            |
| 項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「北党東北西ルムままた」といる。)となった。 第2年1月第1月の東     | 項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下                                   |            |
| 「非常事故配当金請求権」という。)について、前条第1項第1号の事                                      | 「非常事故配当金請求権」という。)について、前条第1項第1号の事                                   |            |
| 由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額が、 かの名号に担ばて 全額ながからした 辞額に100人の05を乗じて | 由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した類から、水の名号に掲げて金額な物除した環境に100分の95を乗じて |            |
| た額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて                                    | た額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて                                 |            |
| 得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。   | 得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。<br>- 一 (mx)                                |            |
| 一 ~三 (略)  | 一 ~三 (略)   |            |

| ±r⁻  |                                   | 保険利承·新旧刈照衣<br>  ### |
|--|-----------------------------------|---------------------|
| 新  |                                   | 備考                  |
| $2\sim3$ (略)                                     | $2\sim3$ (略)                      |                     |
| 4 プレミアム相当額を証券で定める場合には、第1項又は前項中「取得                | 4 別に被保険者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書  |                     |
| のための対価の額」は「取得のための対価の額(証券で定めるプレミア                 | 類(公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務  |                     |
| ム相当額を除く。)」と、「残額」は「残額に、当該事由の発生直前に                 | 諸表等」という。)において被保険投資の相手方の株式等として計上さ  |                     |
| 被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計                  | れている額と被保険投資の相手方の財務諸表等における当該被保険投   |                     |
| 上されている額と当該時点における被保険投資の相手方評価額との差                  | 資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額   |                     |
| 額(ただし、当該差額はゼロを下回らないものとする。)と証券で定め                 | (以下「被保険投資の相手方評価額」という。) との差額(以下「プレ |                     |
| るプレミアム相当額に <u>係</u> る取得のための対価の額 <u>とのいずれか少ない</u> | ミアム相当額」という。)に係る特約を付した場合には、第1項又は前  |                     |
| 金額から当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価し                  | 項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額(特約で定め  |                     |
| た額を控除した残額を加えた額」と、それぞれ読み替えて適用する。                  | るプレミアム相当額を除く。)」と、「残額」は「残額に特約で定める  |                     |
|  | プレミアム相当額にかかる取得のための対価の額から当該プレミアム   |                     |
|  | 相当額について当該事由の発生直後に評価した額を控除した残額を加   |                     |
|  | えた額」と、それぞれ読み替えて適用する。              |                     |
| 5 第1項、第2項及び第3項に規定する「100分の95」について、この              |                                   |                     |
| 証券記載の付保率を100%として保険契約を締結するときは、「100分の              |                                   |                     |
| 100」と読み替えて適用する。                                  |                                   |                     |
| 100] Chilly Hive (22/11) 80                      |                                   |                     |
| 第4条 (略)  | 第4条 (略)                           |                     |
| N 1 X (MI)                                       | NJ 1/X (HI)                       |                     |
| 第5条 株式等について第3条第1項又は第2項の規定により算定した                 | 第5条 株式等について第3条第1項又は第2項の規定により算定した  |                     |
| 日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得の                  | 日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得の   |                     |
| ための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えると                  | ための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えると   |                     |
| きは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、                 | きは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、  |                     |
|  |                                   |                     |
| その残額とする。   | その残額とする。                          |                     |
|  |                                   |                     |
|  | 2 (略)                             |                     |
| 3 プレミアム相当額を証券で定める場合には、前2項中「取得のための                |                                   |                     |
| 対価の額」は「取得のための対価の額(証券で定めるプレミアム相当額                 |                                   |                     |
| に係る取得のための対価の額を含む。)」と読み替えて適用する。                   |                                   |                     |
|  |                                   |                     |
| 第6条~第10条 (略)                                     | 第6条~第10条 (略)                      |                     |
|  |                                   |                     |

|                                    |                                    | 床映剂泳•新旧刈炽本<br>T ### |
|------------------------------------|------------------------------------|---------------------|
| 新                                  | 旧                                  | 備考                  |
| 第3章~第7章 (略)                        | 第3章~第7章 (略)                        |                     |
|                                    |                                    |                     |
| 第8章 雑則                             | 第8章 雜則                             |                     |
| 第33条~第36条 (略)                      | 第33条~第36条 (略)                      |                     |
|                                    |                                    |                     |
| (質権又は譲渡担保の設定)                      | (質権又は譲渡担保の設定)                      |                     |
| 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又 | 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又 |                     |
| は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、   | は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、   |                     |
| 当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の    | 当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の    |                     |
| 承諾を得なければならない。ただし、保険の目的のみについて質権又は   | 承諾を得なければならない。ただし、保険の目的のみについて質権又は   |                     |
| 譲渡担保を設定しようとするときであって、日本貿易保険が認めた場合   | 譲渡担保を設定しようとするときであって、日本貿易保険が認めた場合   |                     |
| は、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者との連名での承諾の取得は不   | は、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者との連名での承諾の取得は不   |                     |
| 要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。        | 要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。        |                     |
| 2 被保険者は、被保険投資の相手方が保有する再投資先企業の株式又は  | 2 被保険者は、別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しく  |                     |
| 再投資先企業向け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定しよう    | は貸付金債権又は別に付した特約において第2条第2項の規定に基づ    |                     |
| とするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。 ただ  | くてん補対象に含めた再投資先企業(被保険投資の相手方が直接出資又   |                     |
| し、再投資先企業の事業に係る被保険投資の相手方の損失を第2条第1   | は間接出資を行っている企業をいう。以下同じ。) の株式若しくは再投  |                     |
| 項第2号、第3号若しくは第4号又は第2項の特約に基づきてん補する   | 資先企業向け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定しようとす    |                     |
| 場合に限る。                             | るときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。       |                     |
| 3 (略)                              | 3 (略)                              |                     |
|                                    |                                    |                     |
| (取得のための対価の額等の変更)                   | (取得のための対価の額等の変更)                   |                     |
| 第38条 保険契約者は、被保険投資の内容変更その他合理的事由がある場 | 第38条 保険契約者は、被保険投資の内容変更その他合理的事由がある場 |                     |
| 合には、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに日本貿易保   | 合には、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに日本貿易保   |                     |
| 険に書面で申請することにより、当該応当日以降の当該事由に係る取得   | 険に書面で申請することにより、当該応当日以降の当該事由に係る取得   |                     |
| のための対価の額(プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、   | のための対価の額又は配当金の額の変更に関する日本貿易保険の承認    |                     |
| 証券で定めるプレミアム相当額を含む。) 又は配当金の額の変更に関す  | の請求を行うことができる。                      |                     |
| る日本貿易保険の承認の請求を行うことができる。            |                                    |                     |
|                                    |                                    |                     |
| 第39条~第41条 (略)                      | 第39条~第41条 (略)                      |                     |
|                                    |                                    |                     |
| 附 則                                |                                    |                     |

## 海外投資(株式等)保険約款·新旧対照表

| 新                      | 旧 | 備考 |
|------------------------|---|----|
| この規程は、令和3年1月18日から実施する。 |   |    |